

第3節 福島市開発行為連絡協議会の設置及び運営に関する要綱

福島市開発行為連絡協議会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市内における開発行為について、市内の連絡調整と円滑な運営を図るため、福島市開発行為連絡協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営等について必要な事項を定める。

(組織及び構成)

第2条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

1 会長は副市長をもってあて、会務を総務する。

2 副会長は都市政策部長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 委員は、福島市庁議等運営規程（平成7年訓令第5号）第2条第1項に定める構成員をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

5 幹事長は、都市政策部次長をもってあて、会務を総務する。

6 副幹事長は、都市政策部開発建築指導課長をもってあて、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

7 幹事は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第3条 会議は、協議会及び幹事会とする。

2 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長は会議の議長となる。

3 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

4 協議会には必要に応じ委員以外の職員の出席を求め、意見を求めることができる。

5 幹事会には必要に応じ幹事以外の職員又は開発行為を行おうとする者（土地所有者、設計者、工事予定者等当該開発行為に関係する者を含む。以下「事業者等」という。）の出席（代理人を含む）を求め、意見を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる所掌事務について審議する。

(1) 開発行為のうち、5ヘクタール以上の開発行為、準都市計画区域及び都市計画区域外における1ヘクタール以上の開発行為、その他本市土地利用計画上重大な支障をきたすおそれがあると認められる開発行為に関し、関係する土地の規制等に関すること。

(2) その他、本市の土地利用に関する政策、国、県、市等が行う事業等との調整に関すること。

2 幹事会は、次に掲げる所掌事務について調査、研究し、事業者等と協議する。

(1) 開発行為に関し、関係する土地の規制、技術的基準、必要な手続等専門的事項に関すること。

(2) その他、本市の土地利用に関する国、県、市等が行う事業等との調整に関すること。

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、福島市都市政策部開発建築指導課におく。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会の会長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、別に定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 福島市開発行為連絡協議会設置要綱（昭和 51 年 11 月 1 日）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

平成 30 年 4 月 1 日現在

部等	幹事	
	次長	課長
総務部	総務部次長	総務課長
支所	支所次長	
財務部	財務部次長（財政担当）	管財課長、財産マネジメント推進室長
	財務部次長（税務担当）	資産税課長
商工観光部	商工観光部次長	商業労政課長、観光コンベンション推進室長、企業立地課長
農政部	農政部次長	農業振興室長、農林整備課長
市民安全部	危機管理室長	（危機管理室次長）
環境部	環境部次長	環境課長、清掃管理課長、廃棄物対策課
健康福祉部	健康福祉部次長	障がい福祉課長、長寿福祉課長
	保健所長	総務課長、
こども未来部	こども未来部次長	こども政策課長、こども育成課長
建設部	建設部次長	路政課長、道路保全課長、道路建設課 河川課長、建築住宅課長
都市政策部	都市政策部次長	都市計画課長、交通政策課長、公園緑地課長、市街地整備課長 開発建築指導課長
	下水道室長	下水道総務課長、下水道建設課長、下水道管理センター所長
教育委員会事務局	教育部次長	教育総務課長、文化課長
消防本部	消防本部次長	警防課長
水道局	水道局次長	給水課長、建設課長
農業委員会事務局	事務局長	